

(様式 1-3)

福島市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 28 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	福島県復興公営住宅入居相談事業		事業番号	◆A-1-2-2												
交付団体		福島県	事業実施主体 (直接/間接)		福島県(直接)													
総交付対象事業費		168,740 (千円)	全体事業費		168,740 (千円)													
事業概要																		
<p>原子力災害により避難を余儀なくされている居住制限者向けの災害公営住宅(復興公営住宅)への入居相談事業については、膨大な数の問合せ及び事務が発生する。復興公営住宅の建設に伴い、これらの業務を円滑かつ適正に執行するため、引き続き本事業を実施する。</p> <p>業務の所在地 : 福島市中町 8 番 2 号 福島県自治会館 7 階 業務予定期間 : 平成 26 年 2 月から平成 29 年 3 月まで (当初予定期間 : 平成 26 年 2 月から平成 28 年 3 月まで)</p> <p>これまでの相談件数等</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>相談件数</th><th>募集開始戸数</th><th>募集申込件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>H26年度</td><td>18,400 件</td><td>752 戸</td><td>1,732 件</td></tr><tr><td>H28.1.12まで</td><td>9,639 件</td><td>2,074 戸</td><td>2,678 件</td></tr></tbody></table> <p>これまでの 実入居世帯 : 平成 26 年度入居世帯 252 世帯 平成 27 年度(12 月末まで)入居世帯 489 世帯(累計 741 世帯)</p> <p>業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none">・問い合わせ対応業務— 復興公営住宅の建設予定時期、募集期間、募集中の団地、規格、入居要件、家賃等。・入居の募集、受付、抽選等— 募集の広報、申込用紙の記載確認、抽選実施の補助等 <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください 『福島県復興計画(第 2 次)』</p> <p>取組名 : 生活再建支援プロジェクト【復興公営住宅整備】 取組内容 : 避難町村の意向を十分に確認しながら、県営住宅を含む様々な整備方法について検討</p>								相談件数	募集開始戸数	募集申込件数	H26年度	18,400 件	752 戸	1,732 件	H28.1.12まで	9,639 件	2,074 戸	2,678 件
	相談件数	募集開始戸数	募集申込件数															
H26年度	18,400 件	752 戸	1,732 件															
H28.1.12まで	9,639 件	2,074 戸	2,678 件															
居住制限者の避難の状況との関係																		
<p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難指示区域が設定され、役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。</p> <p>災害公営住宅は、居住制限者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、応急仮設住宅等からの移行を進め、居住の安定の確保を図るものである。</p>																		

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-1
事業名	災害公営住宅整備事業
交付団体	国土交通省
基幹事業との関連性	
<p>原子力災害からの居住制限者向けの災害公営住宅(復興公営住宅)の整備については、平成 25 年度より工事に着手し、竣工後順次入居を進めているが、入居相談事業により円滑かつ適切に事業を実施している。</p>	

(様式 1-3)

福島市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 28 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	16	事業名	被災者生活支援事業	事業番号	D-13-1
交付団体	福島県		事業実施主体 (直接/間接)	福島県 (直接)	
総交付対象事業費	297,816 (千円)		全体事業費	297,816 (千円)	
事業概要					
<p>災害公営住宅入居者の見守り活動を始め、入居者同士、周辺に避難されている方々、さらには地域にお住まいの方々との交流活動等を支援するために交流員を配置するほか、交流員の活動を支え、交流イベントの企画、被災者支援に携わる市町村や社会福祉協議会等との連携を担うスーパーバイザー (以下「SV」という。) 及び全体の総括者を配置することにより、長期避難者等の生活拠点を核としたコミュニティの維持・形成を図る。</p>					
【概要】					
1 配置人数：平成 28 年度 20 人 (総括 1 人、SV 福島・会津若松エリアで 2 人、交流員 17 人) 平成 29 年度 24 人 (総括 1 人、SV 福島・会津若松エリアで 2 人、交流員 21 人) 平成 30 年度 24 人 (総括 1 人、SV 福島・会津若松エリアで 2 人、交流員 21 人)					
2 配置期間：「平成 26 年 10 月～」					
3 活動拠点：福島市内					
4 対象エリア (災害公営住宅地区数)：福島市 (7 地区)、二本松市 (4 地区)、桑折町 (1 地区)、川俣町 (2 地区)、大玉村 (1 地区)					
5 実施方法：民間団体等に委託					
6 業務内容：交流活動の支援、イベントの企画・運営、団地内の自治組織の形成に向けた支援、ICT の活用によるコミュニティ情報の発信、コミュニティ形成支援に関する調査 (入居者のニーズ把握等) 等					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください 『福島県復興計画 (第 2 次)』					
取組名：					
取組内容：					
居住制限者の避難の状況との関係					
<p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、双葉郡等の多くの住民が長期にわたる避難を余儀なくされ、県内はもとより、県外に分散して避難生活を送っており、避難者同士の交流が希薄になるなど、コミュニティの維持・形成が重要な課題となっている。</p> <p>このような中で、避難者が避難生活を安心して過ごしていただくためには、災害公営住宅の整備を中心とした生活拠点における避難者のコミュニティの確保が必要である。</p> <p>そのため、災害公営住宅入居者の見守り活動を始め、周辺に避難されている方々、さらには地域にお住まいの方々とのコミュニティ活動を支援する交流員を生活拠点に配置し、交流活動が盛んになるよう取り組んでいく。</p>					
※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

福島市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 28 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	20	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業（飯舘）	事業番号	A-2-1
交付団体		飯舘村	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費		29,417（千円）	全体事業費	29,417（千円）	
事業概要					
<p>原子力災害による全村避難以降、飯舘村は平成 23 年 12 月に、“村民一人ひとりの復興を目指す”を基本理念とする「いたてまでいな復興計画（第 1 版）」を策定し、その後半年毎に計画の見直しを実施し、第 4 版まで取りまとめたところである。</p> <p>第 2 版及び第 3 版では、急ぎ取り組む重点施策の 1 つとして、村外拠点の整備を取りまとめたところである。子育て世帯を支援する村外子育て拠点として、幼・小・中学校の仮設校舎に近い福島市飯野町に、災害公営住宅 23 戸と子育て世代が集まって情報交換や交流を図る支援集会施設の建設を進め、平成 26 年 8 月に完成し、同年 9 月から入居を開始している。</p> <p>当該災害公営住宅に入居する飯舘村の避難者世帯の居住の安定確保を図るため、家賃を低廉化する。</p> <p>対象戸数：17 戸</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
居住制限者の避難の状況と関係					
<p>飯舘村は、原子力災害による村全域の放射能汚染と、その後の避難指示の継続により、平成 28 年 1 月現在においても居住できない状況にある。</p> <p>災害公営住宅は、居住制限者となった村民のコミュニティの再形成・維持の拠点となるものであり、帰村につなげるための最重点施策である。</p> <p>また、災害公営住宅入居者の居住の安定を図るため、家賃の低廉化を行い、安全で安心な生活を営めるよう支援を行うものである。</p>					

※避難者新事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 28 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	21	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業 (飯野)	事業番号	A-3-1
交付団体	飯舘村		事業実施主体 (直接/間接)	飯舘村 (直接)	
総交付対象事業費	2,714 (千円)		全体事業費	2,714 (千円)	
事業概要					
<p>原子力災害による全村避難以降、飯舘村は平成 23 年 12 月に、“村民一人ひとりの復興を目指す”を基本理念とする「いたてまでいな復興計画 (第 1 版)」を策定し、その後半年毎に計画の見直しを実施し、第 4 版まで取りまとめたところである。</p> <p>第 2 版及び第 3 版では、急ぎ取り組む重点施策の 1 つとして、村外拠点の整備を取りまとめたところである。子育て世帯を支援する村外子育て拠点として、幼・小・中学校の仮設校舎に近い福島市飯野町に、災害公営住宅 23 戸と子育て世代が集まって情報交換や交流を図る支援集会施設の建設を進め、平成 26 年 8 月に完成し、同年 9 月から入居を開始している。</p> <p>当該災害公営住宅に入居する飯舘村の避難者世帯のうち、特に収入が低い世帯の家賃を、一定期間、無理なく負担しうる水準まで低減する。</p> <p>対象戸数：8 戸</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
居住制限者の避難の状況と関係					
<p>飯舘村は、原子力災害による村全域の放射能汚染と、その後の避難指示の継続により、平成 28 年 1 月現在においても居住できない状況にある。</p> <p>災害公営住宅は、居住制限者となった村民のコミュニティの再構築・維持の拠点となるものであり、帰村につなげるための最重点施策である。</p> <p>また、災害公営住宅入居者の居住の安定を図るため、特に収入が低い世帯に対して更に家賃の低減を行い、安全で安心な生活を営めるよう支援を行うものである。</p>					

※避難者新事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 28 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業 (福島市)	事業番号	A-2-2
交付団体	福島県		事業実施主体 (直接/間接)	福島県 (直接)	
総交付対象事業費	62,575 (千円)		全体事業費	62,575 (千円)	
事業概要					
<p>原子力災害により避難を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、災害公営住宅入居者への家賃を低廉化する。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none">・北信団地 (鎌田)・笹谷団地 (笹谷)・飯坂団地 (飯坂) <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
居住制限者の避難の状況との関係					
<p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、11市町村に避難指示区域が設定され、9町村 (現在は7町村) が役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。</p> <p>災害公営住宅は、居住制限者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、応急仮設住宅等からの移行を進め、居住の安定の確保を図るものである。</p>					

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 28 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	28	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業 (福島市)	事業番号	A-3-2
交付団体	福島県		事業実施主体 (直接/間接)	福島県 (直接)	
総交付対象事業費	11,890 (千円)		全体事業費	11,890 (千円)	

事業概要

原子力災害により避難を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、応急仮設住宅等に居住する特に所得の低い避難者が円滑に災害公営住宅に移行し速やかに住宅再建できるよう、災害公営住宅の家賃を一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低減する。

【対象】

- ・北信団地 (鎌田)
- ・笹谷団地 (笹谷)
- ・飯坂団地 (飯坂)

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

居住制限者の避難の状況との関係

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、11市町村に避難指示区域が設定され、9町村 (現在は7町村) が役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。

災害公営住宅は、居住制限者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう特に所得の低い入居者の家賃を低減する必要がある。

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--